

第8回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～法的分離(兼業規制・行為規制)に関する検討について～

平成26年9月18日(木)

- 「電力システム改革専門委員会報告書」(平成25年2月8日取りまとめ)や「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月2日閣議決定)においては、送配電部門の一層の中立性を確保するために、「法的分離」を実施することとしている。昨年11月13日に成立した第一弾改正法の附則においても、同様の内容が盛り込まれている(プログラム規定)。
- 法的分離の方式により送配電部門の一層の中立性の確保を行う場合には、送配電事業を行う会社と発電・小売事業を行う会社の間の兼業規制に加えて、資本関係があることから、人事・予算等についての厳格な行為規制が必要となる。このため、次頁以降の内容につき、検討を行うことが必要。

電力システム改革専門委員会報告書(平成25年2月8日取りまとめ)(抄)

IV. 送配電の広域化・中立化

4. 法的分離の実施

送配電部門の中立性の確保は、法的分離の方式を前提に作業を進める。

電力システムに関する改革方針(平成25年4月2日閣議決定)(抄)

II 主な改革内容

3. 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保

(中立性確保の方式)

発電事業者や小売電気事業者が公平に送配電網を利用できるよう、送配電部門の中立性の一層の確保を図る。具体的には、一般電気事業者の送配電部門を別会社とするが会社間で資本関係を有することは排除されない方式(以下「法的分離」という。)を実施する前提で改革を進める。

法的分離の方式は、機能分離の方式と比較した場合、送配電設備の開発・保守と運用の一体性が確保でき、安定供給や保安の面で優位であるほか、送配電部門への投資、発電事業・小売事業の経営の自由度の面でも優位性がある。また、外形的に独立性が明確であるが、一層の中立性を確保するための人事、予算等に係る行為規制を行う。

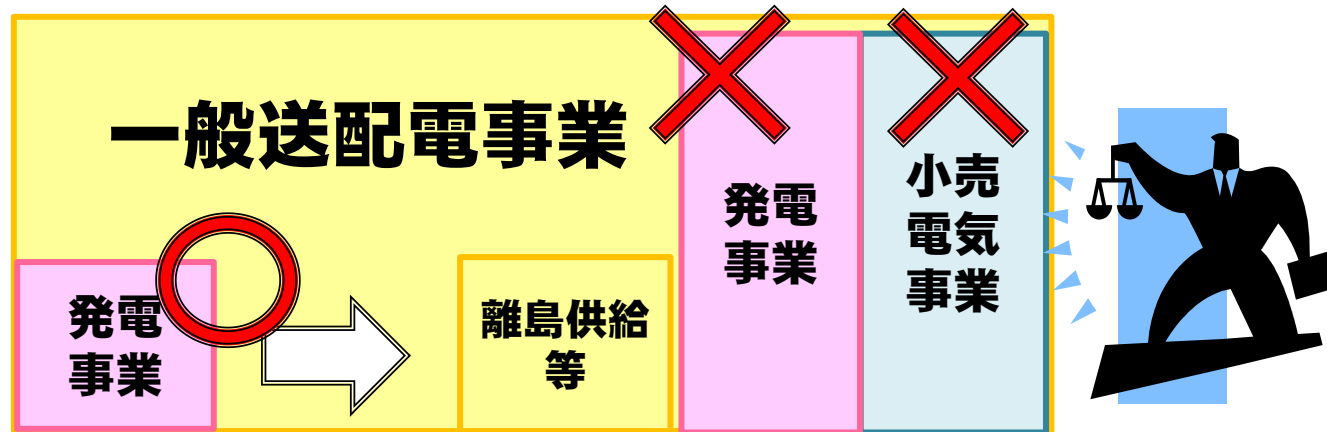
「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年11月13日成立)(抜粋)

附則第11条

2 前項の電気事業に係る制度の抜本的な改革は、中立性確保措置を法的分離(同一の者が、送配電等業務及び電気の小売業のいずれも営み、又は送配電等業務及び電気の卸売業のいずれも営むことを禁止する措置をいう。以下この項及び次項において同じ。)によって実施することを前提として進めるものとする。ただし、法的分離の実施に向けた検討の過程でその実施を困難にする新たな課題が生じた場合には、必要に応じて、中立性確保措置を機能分離(送配電等業務に係る機能の一部を推進機関が担うこととするをいう。)によって実施することを検討するものとする。

○法的分離とは、一般電気事業者の送配電部門を別会社とするが会社間で資本関係を有することは排除されない方式を意味し、一般送配電事業者が発電事業及び小売電気事業を営んではならないこととすることで、法的分離を実現(兼業規制)。

○ただし、一般送配電事業者は、その本来業務として、離島供給等を行うこととされているため(第二弾改正法第2条第1項第9号、第8号)、専らこれらの送配電事業の用に供する発電設備を用いて発電事業を行ったとしても、一般送配電事業者の中立性に大きな問題は生じない。そのため、このような一般送配電事業者が専ら送配電事業のために発電事業を営むことを限定的・例外的に認めることが適当ではないか。

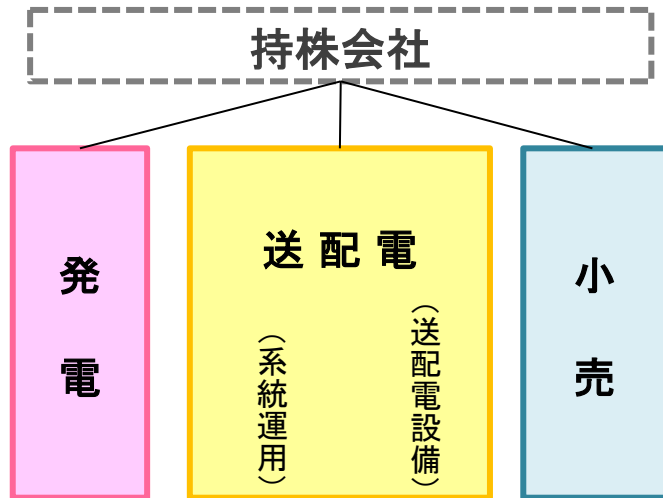


電気事業法に基づき、
一般送配電事業者が
行う固有の業務のた
めの発電事業

○法的分離の方式としては、主として①持株会社方式、②発電・小売親会社方式が考えられる。

①持株会社方式

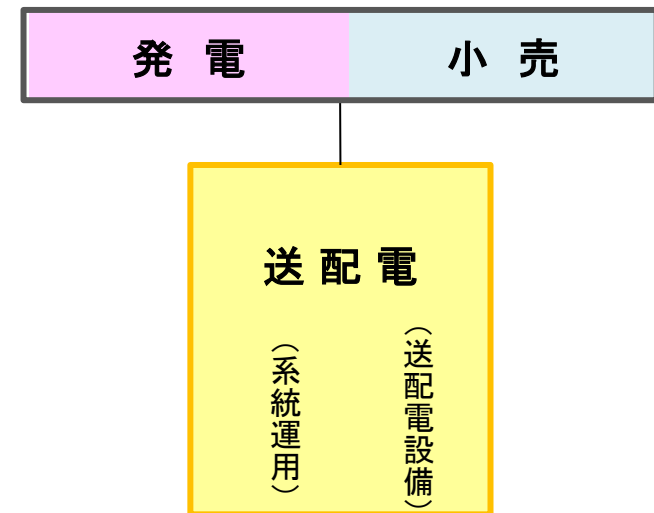
- 持株会社(自らは電気事業を行わない)の下に発電会社、送配電会社及び小売会社を設置



※発電会社、小売会社は同一会社とすることも可能

②発電・小売親会社方式

- 発電会社、小売会社の下に送配電会社を設置



※発電会社、小売会社を別会社とし、一方を子会社とすることも可能

注)送配電親会社方式(送配電会社の下に発電・小売会社を設置)についても概念上は考え得る形態であるが、送配電会社が配当という形で直接発電・小売会社の収益を得る形となるため、上記①及び②と比較して、送配電会社の中立性を害する恐れが高く、上記①及び②と比べて厳しい規制が必要と考えられる。

○送電事業者は、一般電気事業者が保有する送配電設備とともに我が国の主要な電力系統を保有する事業者であることを踏まえ、以下の義務(第二弾改正法第27条の10)等を課すこととされている。

- ① 一般送配電事業者への振替供給義務
- ② 発電設備とその保有する送電設備とをつなぐ送電設備の接続義務

○また、送電事業者に対しては、第二弾改正法においても、送電事業者の中立性確保の観点から、一般送配電事業者と同様、以下の行為規制が課されている(第二弾改正法第27条の12)。

- ① 振替供給の業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止
- ② 振替供給の業務に関する差別的取扱の禁止
- ③ 会計の整理・公表

○他方、送電事業者は、以下の点において一般送配電事業者とは異なる。

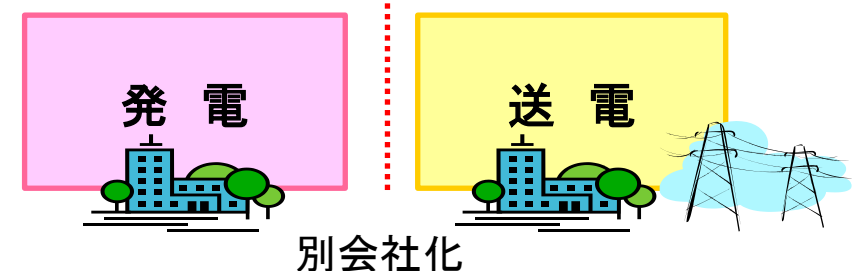
- ① 直接需要家に対して電気の供給を行っていないこと
- ② 電源の接続検討の依頼を直接受けていないこと
- ③ 自らは系統の運用を行っていないこと

○上記の点を踏まえつつ、送電事業者の法的分離について、どのように考えることが適当か。

【現行】



【法的分離】



- 同一の会社で一般送配電事業と発電・小売事業とを営むことが可能な現行制度の下においては、送配電部門の中立性の確保が不十分であるとの指摘が絶えない。また、再生可能エネルギー等の分散型電源の推進という観点からより一層の中立性の確保を求める声が大きい。
- このため、法的分離の方式により送配電部門の一層の中立性の確保を行う場合、一般送配電事業者と発電・小売事業者との間の資本関係は許容されることから、顧客利便性、電気の安定供給及び業務効率性に配慮しつつ、公平かつ中立的な電力市場の整備をより一層図るため、厳格な行為規制を講じることが必要。
- 第二弾改正において措置されている行為規制では、以下の観点からの対応が不十分であるため、法的分離と併せて、その観点からの行為規制を課すことが必要。

(Ⅰ)一般送配電事業者としての中立性のより一層の確保

資本関係がある発電事業者又は小売電気事業者等が、一般送配電事業者に対して影響力を行使することによって、一般送配電事業者の中立性が害される恐れがある。そのため、かかる影響力行使について制度的に対処することが必要。

(Ⅱ)一般送配電事業者による利益等の発電・小売事業への移転の制限

一般送配電事業者が上げた利益等を資本関係がある発電事業者や小売電気事業者に有利な条件で移転することによって中立性・公平性を失する可能性がある。そのため、かかる利益等の移転について制度的に対処することが必要。

(Ⅲ)一般送配電事業を行っていることにより発電・小売事業に生じるメリット享受の制限

規制分野である一般送配電事業を行っていることのメリットを資本関係がある発電事業者や小売電気事業者が活用することで中立性・公平性を失する可能性がある。そのため、かかるメリット享受について制度的に対処することが必要。

○具体的な論点の内容としては、以下のとおり。

(Ⅰ)一般送配電事業者としての中立性のより一層の確保

- － グループ会社による不当な影響力行使に関する規律
- － 取締役等の資格に関する規律
- － 取締役等の退任後の就任、就職先に関する規律
- － 機関設計に関する規律
- － 人事管理に関する規律
- － 一般送配電事業者と発電・小売事業者間の業務委託に関する規律等

(Ⅱ)一般送配電事業者による利益等の発電・小売事業への移転の制限

- － ファイナンス取引等の取引に関する規律等

(Ⅲ)一般送配電事業を行っていることにより発電・小売事業に生じるメリット享受の制限

- － 社名、商標等に関する規律
- － 広告・宣伝に関する規律
- － 建物・システムを一般送配電事業者と共用する場合に必要なとなる規律等

【本日の検討事項】

(Ⅰ)一般送配電事業者としての中立性のより一層の確保

- グループ会社による不当な影響力行使に関する規律
- 取締役等の資格に関する規律
- 取締役等の退任後の就任、就職先に関する規律
- 機関設計に関する規律
- 人事管理に関する規律
- 一般送配電事業者と発電・小売事業者間の業務委託に関する規律等

(※)本日は、これらの大枠について御議論いただき、詳細については、次回以降検討。

【次回の検討事項】

- (Ⅱ)一般送配電事業者による利益等の発電・小売事業への移転の制限
- (Ⅲ)一般送配電事業を行っていることにより発電・小売事業に生じるメリット享受の制限

電気事業法等における具体化

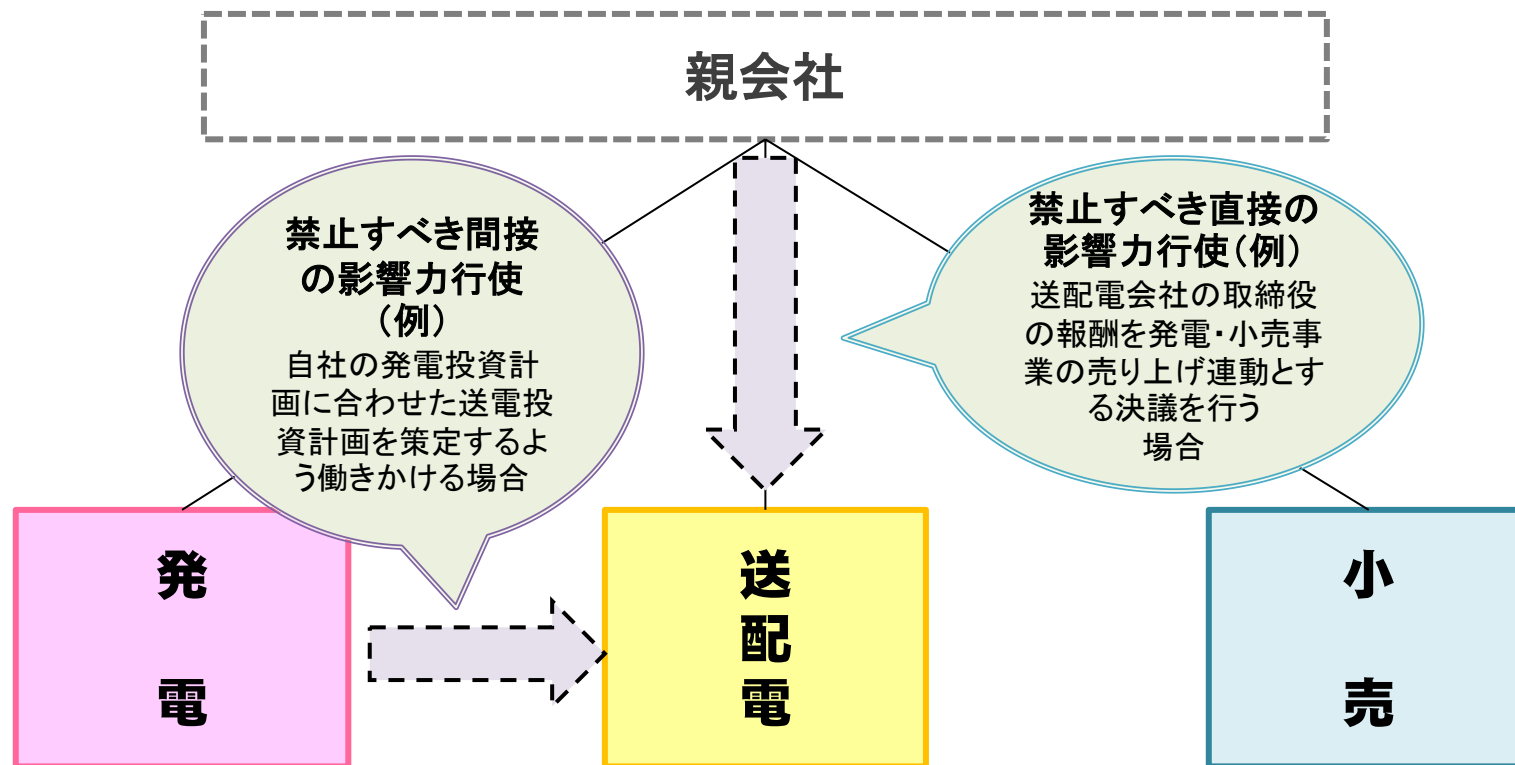
**(I) 一般送配電事業者としての中立性の
より一層の確保に関する規律**

<論点>

資本関係を有する発電・小売事業者を有利に扱うことを目的として、グループ会社(※)が直接又は間接的に影響力を行使することで一般送配電事業者の中立性を害する危険性がある。このため、グループ会社が一般送配電事業者に対し差別的取扱いをすることを働きかけるような影響力行使を規制すべきではないか。

(※) 一般送配電事業者の中立性を害する恐れのある一般送配電事業者と親子又は兄弟会社関係にある会社

(※) 具体的な判断基準等の詳細ルールについては、ガイドライン等において規定する予定。

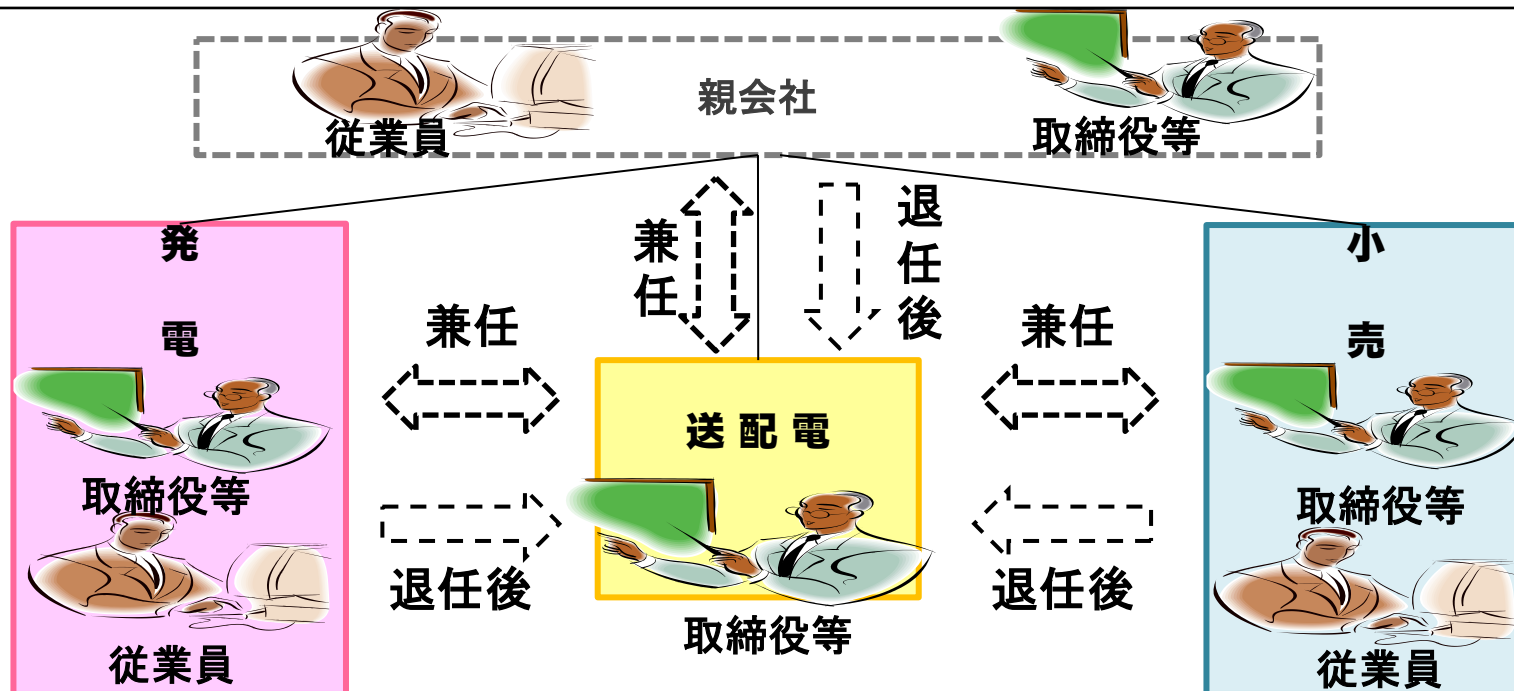


<論点>

一般送配電事業者の取締役等(※1)が、同時又は過去にグループ会社の取締役又は従業員である場合、その取締役等は取締役・従業員を兼任している又は過去に取締役・従業員であったグループ会社の利益を図る目的で行動する恐れがある。このため、一般送配電事業者の取締役等がグループ会社における発電・小売事業の意思決定に関与する取締役等となる場合等、一般送配電事業者の中立性を害する恐れのある取締役等の兼任及び就任を禁止することが必要ではないか(※2)。

(※1) 取締役及び委員会設置会社における執行役をいう。

(※2) 具体的な判断基準、就任制限に関する期間や対象となる取締役等の人数等の詳細ルールについては、ガイドライン等において規定する予定。以下、役員・従業員に関する論点について、同様。



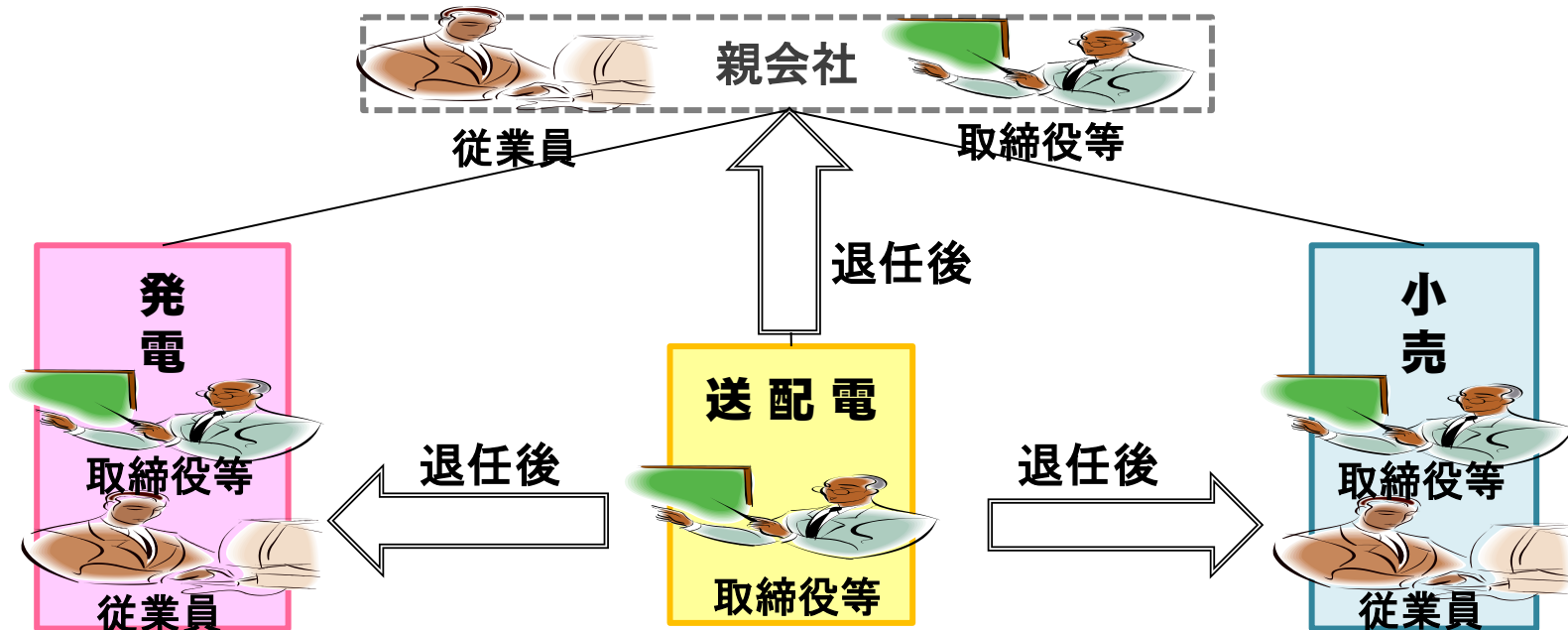
<論点>

一般送配電事業者の取締役等を退任した後、そのグループ会社の取締役又は従業員へ就任する場合、

- ①その在任中、退任後の取締役・従業員となるグループ会社の利益を図る目的で行動したり
- ②その退任後、一般送配電事業者の取締役等であった影響力を行使したり、在任中に得た情報を基に、グループ会社の利益を図る目的で行動する

恐れがある。このため、取締役等の退任後一定期間内に発電・小売事業の意思決定に関与する取締役等となる場合等一般送配電事業者の中立性を害する恐れのある退任後の就任・就職について禁止することが必要ではないか。

(※)広域的運営推進機関(広域機関)では、法律及び定款の認可基準上、役員兼任の禁止や中立性を確保するために必要な退任後の就任・就職先に関する一定の制限が定められている(次頁参照)。



○広域機関に関しては、法律上、原則として営利団体の役職員を兼務することを禁止しているが、それに加えて、認可基準においては、定款上、

- ①電気事業者との間で雇用契約がある者は、役員となることができない旨及び
 - ②役員は、その退任後、電気事業者等の役職員となることを認めないこととするなど、その退任後も推進機関の中立性を確保するために必要な事項
- を定めていることが求められている。

(※)広域機関においても、中立性の確保という趣旨は同様であることから、今後の行為規制の議論も踏まえ、退任後の電気事業者等の役職員への就任制限を一定期間に限る等とするのも一案ではないか。

「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年11月13日成立)(抜粋)

第28条の24 役員(注:理事長、理事及び監事をいう。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りではない。

電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について(抜粋)

1. 定款に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが确实であると認められることの基準

(4)役員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 役員に関する次に掲げる事項

ハ 電気事業者との間で雇用契約がある者は、役員となることができない旨及び役員は、その退任後、電気事業者等の役職員となることを認めないこととするなど、その退任後も推進機関の中立性を確保するために必要な事項

<論点>

取締役等の資格等に一定の規律を設けることで、取締役等による意思決定の中立性を確保したとしても、一般送配電事業者の中立的な意思決定の観点から重要な事項について親会社が決定することを認めれば、一般送配電事業者としての中立性は確保されない。

そこで、株主たる親会社が直接的に意思決定をすることとなる株主総会決議事項は、限定する必要があるのではないか。

具体的には、一般送配電事業者に取締役会の設置を義務付けた上で、送配電投資計画の決定等一般送配電事業者の中立性を不当に損なう恐れのある事項(※)については、定款によっても株主総会決議事項とすることを認めないこととする必要があるのではないか。

(※)具体的な判断基準等の詳細ルールについては、ガイドライン等において規定する予定。

<株主総会決議事項に関する会社法の規定>

【取締役会設置会社】(会社法295条2項)

① 以下の会社法に規定する基本的事項

- (a) 定款変更・合併・事業譲渡・資本金額の減少等、会社の基礎に根本的変動を生ずる事項
- (b) 役員等の選・解任に関する事項
- (c) 計算書類の承認等の計算に関する事項
- (d) 剰余金の処分・損失の処理、株式の第三者への有利発行等株主の重要な利益に関する事項
- (e) 役員の報酬等の決定等

② 定款記載事項

【取締役会非設置会社】(会社法295条1項)

強行法規又は株式会社の本質に反しない限り、制限はない。

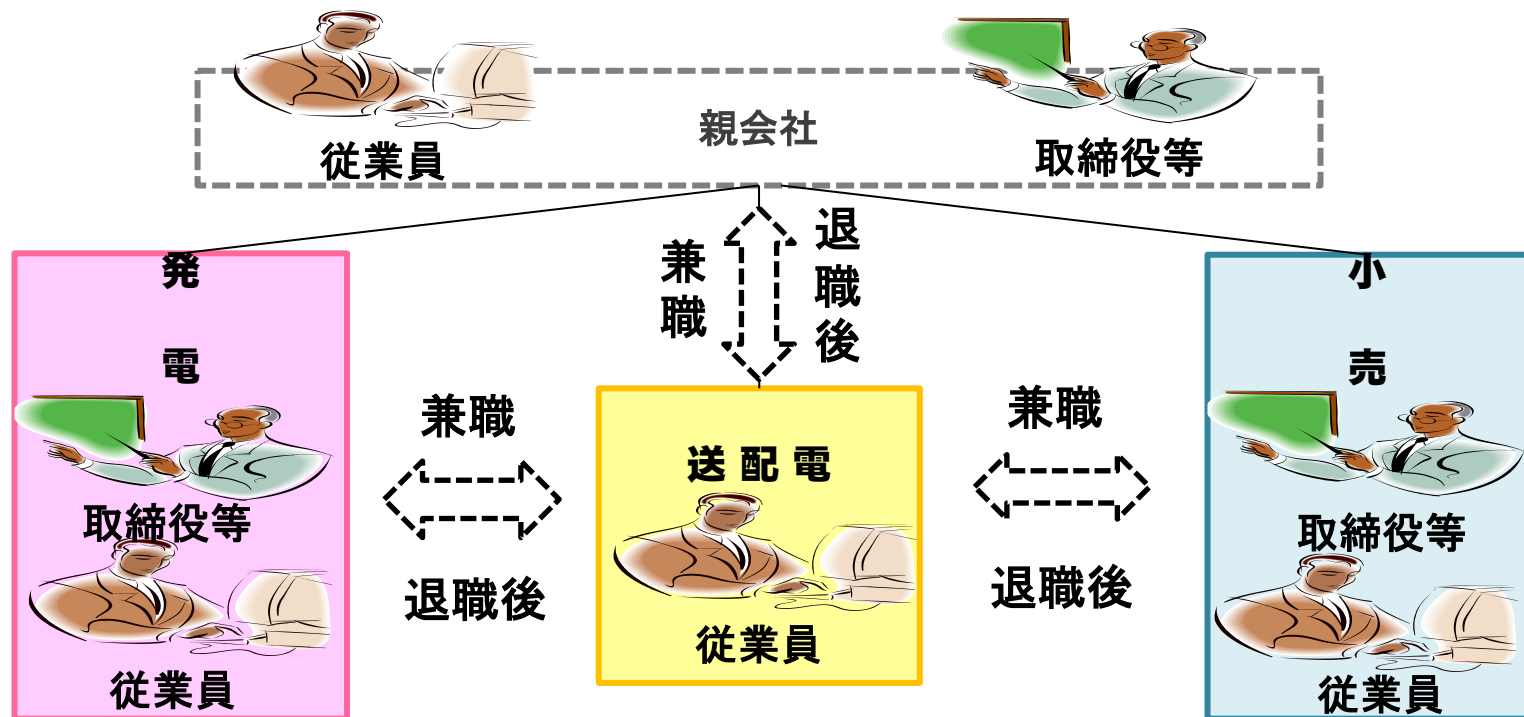


<論点>

一般送配電事業者の人事管理についても、一般送配電事業者の従業員についてグループ会社である発電・小売事業に従事する従業員を兼職させることや、一般送配電事業者の従業員の退職後一定期間内にグループ会社の発電・小売事業に従事する従業員となること等の一般送配電事業者の中立性を害する恐れのある人事異動、出向等を禁止する等の一定の制限を設けることが必要ではないか。

なお、従業員のうち、執行役員等の会社法上の役員ではないが重要な使用人である従業員については、その占める地位の重要性に鑑み取締役等に準じた扱いをする必要があるのではないか。

(※) 従業員については、取締役等と異なり、意思決定に直接的に関与する訳ではないという点も踏まえた柔軟な規律が必要。



○EUでは、2003年に制定された第2次EU指令によって、法的分離が求められた。

○しかし、欧州委員会は、同指令のもとでは、送電部門の中立性が十分確保されていないとして、2009年、第3次EU指令を制定し、所有権分離、機能分離を行うISO化、又は、第2次EU指令よりも厳格な形での法的分離を行うITO化のいずれかが求められることとなった。

(※)かかる3形態より中立性が確保されるものと欧州委員会が個別に判断した形態も認められる。

○第2次EU指令、第3次EU指令における、法的分離に伴う役職員の就任制限等は以下のとおり。

第2次EU指令

○送電系統運用者の経営責任者は、発電、配電及び電力供給の日常的運用に直接的又は間接的に責任を負う統合型電力事業の会社組織に関与してはならない。

対象者	就任前	就任中	退任後
経営責任者	—	兼務禁止	—
その他の役職員		—	

第3次EU指令

○ITOの下記の対象者は、垂直統合型事業者の送電系統運用者以外の部門との関係において、その職位又は職責等を有してはならない(※)。



対象者		就任前	就任中	退任後
経営責任者 経営組織の構成員	過半数	3年間	兼務禁止	4年間
	それ以外	6ヶ月		
系統の運用、維持、増強に関して経営幹部に属する者に直接報告する者		3年間		—
その他の職員		—		



※ I T Oにおいては、Supervisory Body（垂直統合型事業者の代表、垂直統合型事業者と利害関係のない株主の代表及び加盟国の関係法令に規定があれば送電系統運用者の従業員等のその他の利害関係者で構成される機関）が、取締役等の選任等や、I T Oの株主資産価値に重要な影響を与える事項（送電系統運用者の日常活動、系統管理や系統開発 1 0 力年計画の準備に必要な活動を除く）の決定を行っている。

- 現行電気事業法第24条の6においては、一般電気事業者が託送供給を行う際の行為規制(①情報の目的外利用の禁止、②特定の事業者への差別的取り扱いの禁止)を規定。
- そして、適正な電力取引についての指針は、託送供給の業務を行う部門と発電部門・営業部門との人事交流について行動規範の作成・遵守を「望ましい行為」として規定。
- これを受け、各一般電気事業者では行動規範を定め、託送供給部門のうち契約者との情報連絡窓口となる箇所(ネットワークサービスセンター等)から特定の業務を行う営業部門(販売・契約等)や電力取引部門等(※)へは、直接の人事異動は行わない旨を規定している。
- (※)これらの部門に加え、発電部門のうち、電源開発計画業務、火力発電所及び原子力発電所の発電計画業務への直接の人事異動を禁止している例もある。

適正な電力取引についての指針(平成23年9月5日)(抜粋)

第2部 適正な電力取引についての指針

Ⅱ 託送分野における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

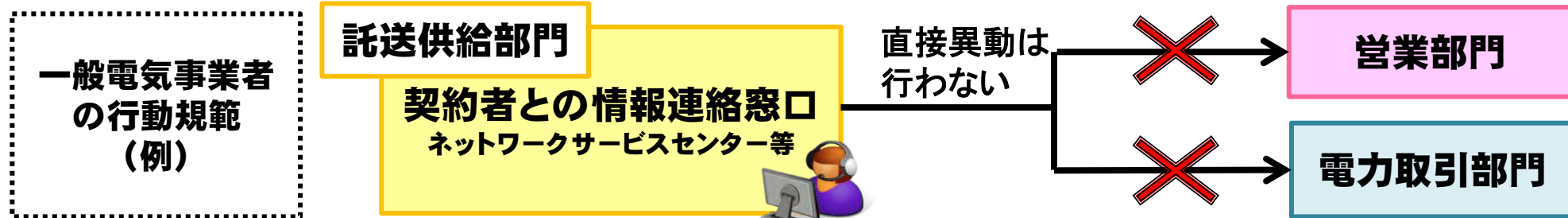
(2) ネットワーク運営の中立性の確保

(2)-1 一般電気事業者の託送供給

(2)-1-1 一般電気事業者の託送供給業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

- ⑤ 託送供給の業務を行う部門と発電部門・営業部門との人事交流に当たっては、関連情報についての両部門間の情報遮断を確保するため、行動規範を作成し、当該従業員に遵守させる。なお、両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等についても行動規範を遵守させる。



<論点>

小売全面自由化実施時(第二弾改正法施行時)においては、送配電事業の中立性・公平性を確保する一方、(1)顧客利便性の確保、(2)安定供給の確保及び(3)効率性の著しい阻害の防止の観点から、一定の範囲内で発電・小売部門と送配電部門との業務連携を認めるべきとの方向性が、第3回制度設計ワーキンググループで示されたところ。

上記(1)～(3)の必要性は、法的分離後においても同様ではないか。

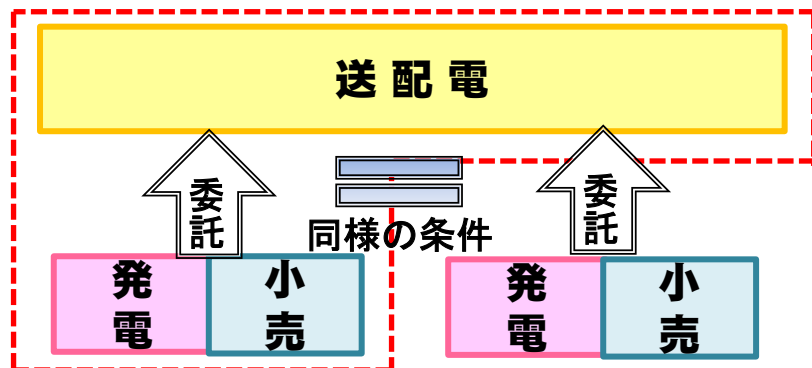
そうだとすれば、適切な範囲において、

- ① 一般送配電事業者がグループ会社の発電・小売事業の委託を受けること
- ② 一般送配電事業者がグループ会社である発電・小売事業者に一般送配電事業を委託することを認めるべきではないか。

すなわち、発電・小売・一般送配電事業の大部分を委託する法的分離の実質的な潜脱となるような業務委託が認められないことは、法的分離から導かれる当然の結論であることに加えて、グループ会社以外の発電・小売事業者との公平性にも配慮し業務委託の適切性を担保する観点から、以下の一定の規律を設けるべきではないか。

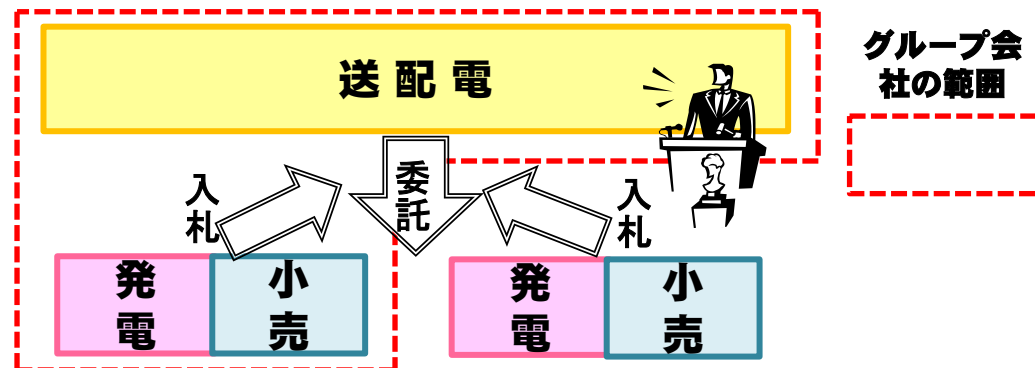
①について

受託が差別的でないことを要件とする(原則として、他事業者から受託した業務と同種の業務に関する申込みがあれば、同様の条件で受託しなければならない等)。



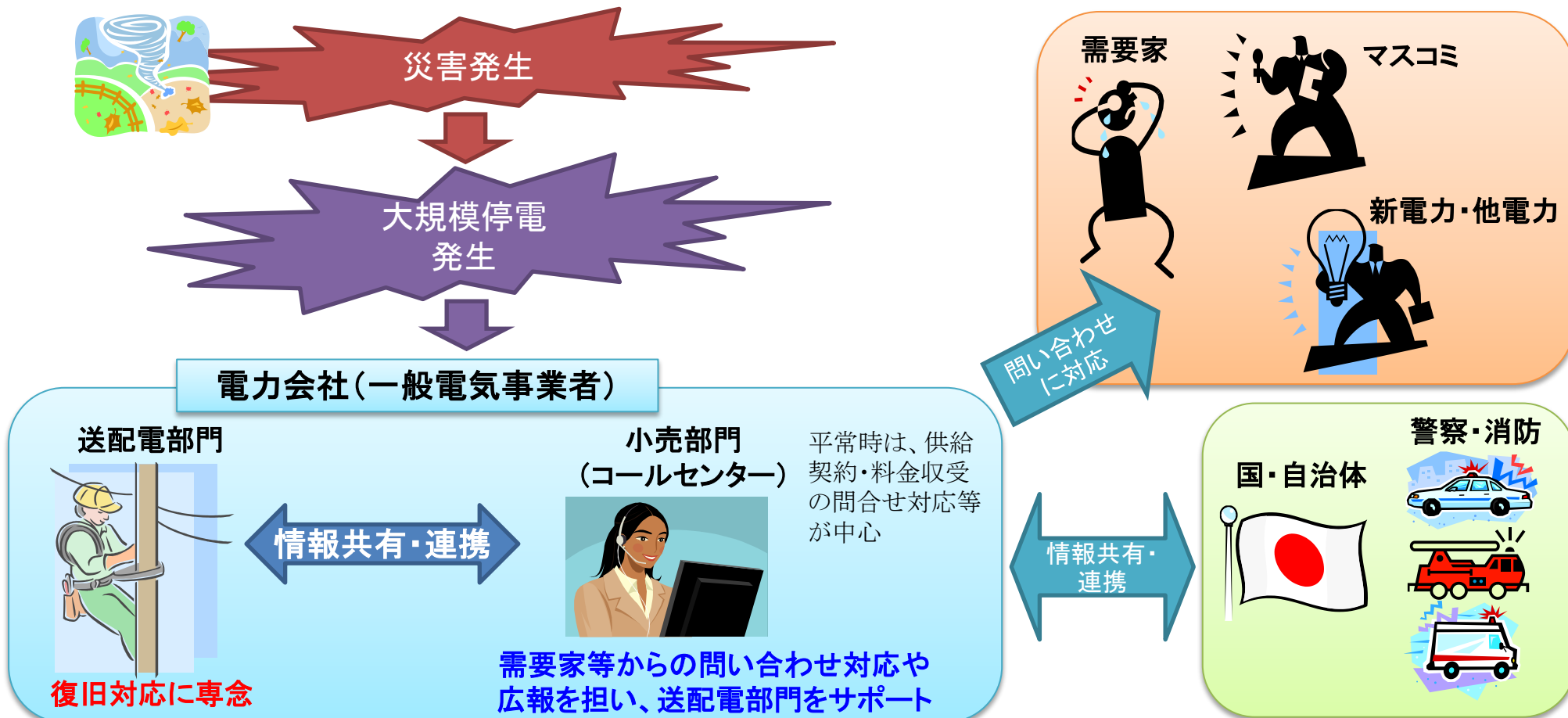
②について

委託が差別的でないことを要件とする(原則として委託基準を公表し、入札により委託先を決定する等)。



○例えば、災害時による大規模停電発生時には、送配電部門、小売部門がコールセンター等を通じて一体となって需要家等からの問い合わせに対応。

○改革によって需要家の利便性を損なうことは避けるべきであり、小売全面自由化実施時(第2段階)においては、一定の範囲内で小売部門と送配電部門の業務連携を認めるべきではないか。

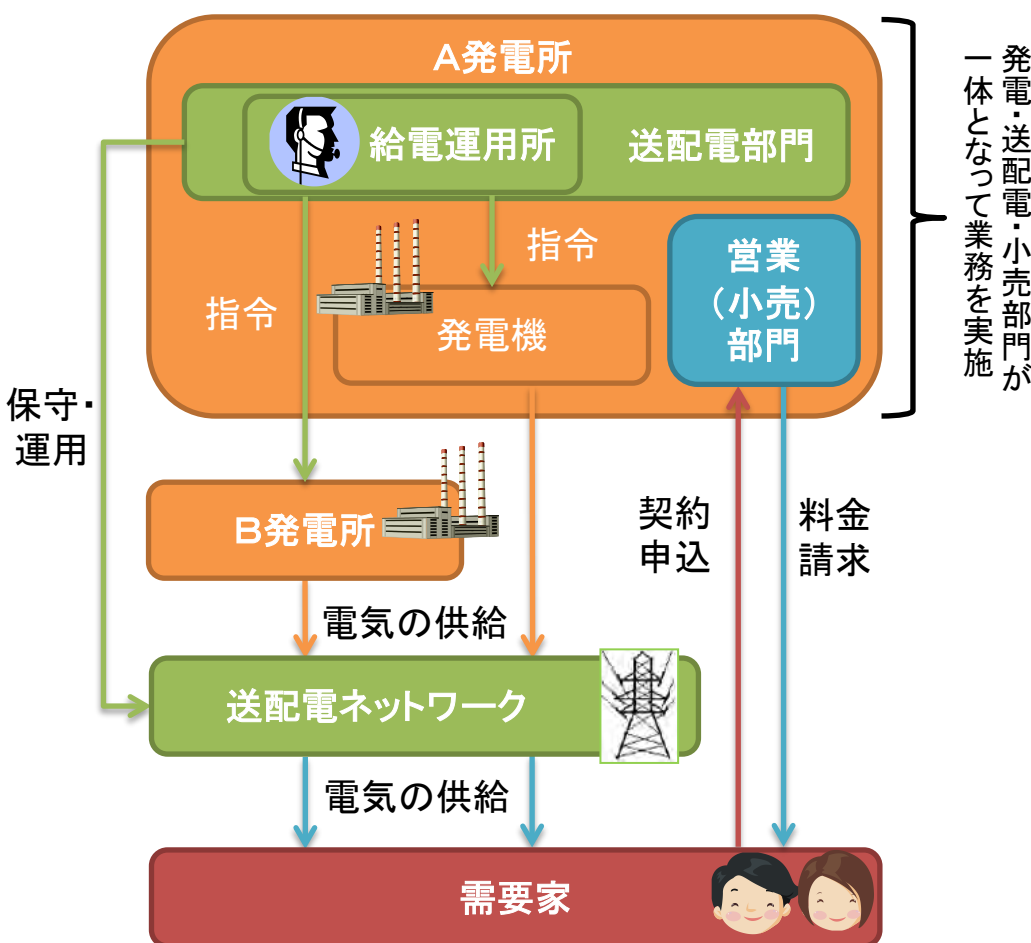


このようなケースにおいて、平常時には料金収受の問い合わせ対応等を行うコールセンターを小売部門対応と送配電部門対応に分割するのではなく、送配電部門の情報(停電情報、復旧状況等)を域内の他の小売電気事業者(新電力等)及びその需要家もアクセスできるようにするなど、需要家の利便性と公平性・中立性の確保の両立を図るべきではないか。

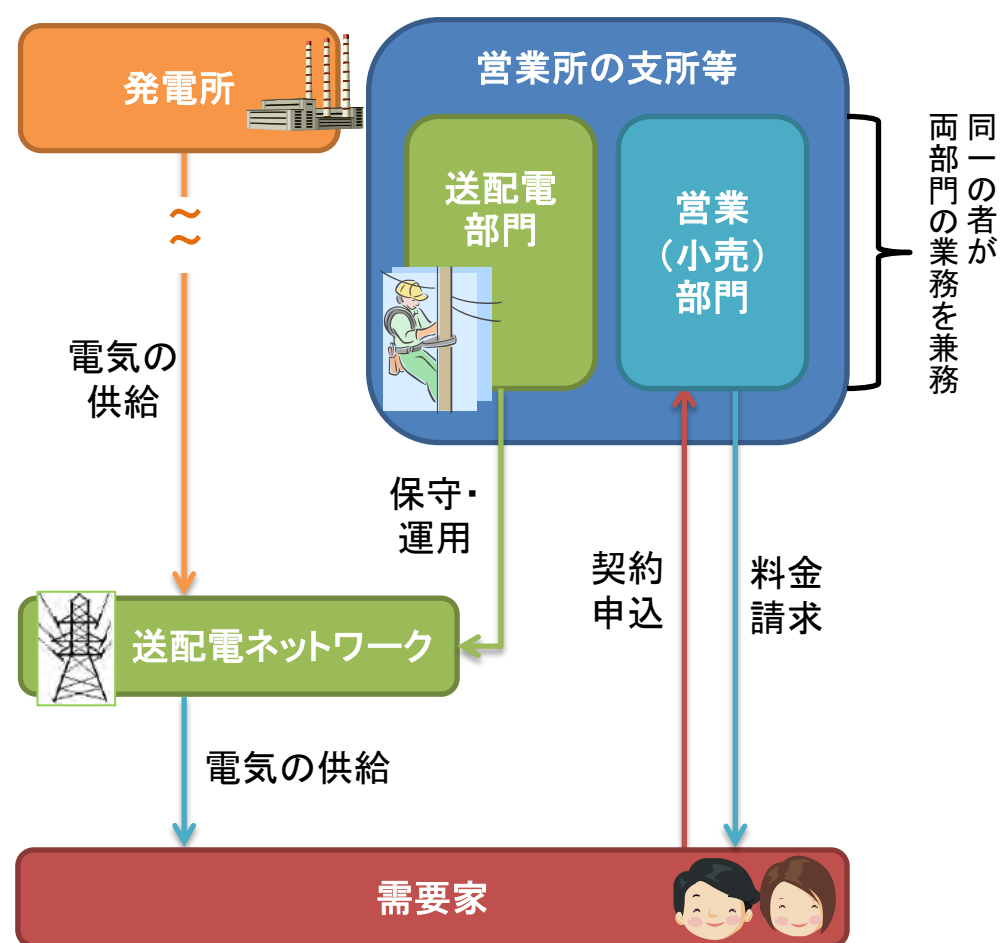
○離島や山間部等においては、一般電気事業者の発電部門、送配電部門、小売部門が一体となって業務を行っている。
これにより、非常時等の対応も含め、電力供給に関する現場対応を安定的かつ効率的に実施。

○送配電部門の中立性・公平性を確保する一方、電気の安定供給のための機能に支障を来したり、発電部門・小売部門が送配電部門の業務を行うことを制限することで著しく効率性を損なうことがないよう、実情に応じた柔軟なルールを設定するべきではないか。

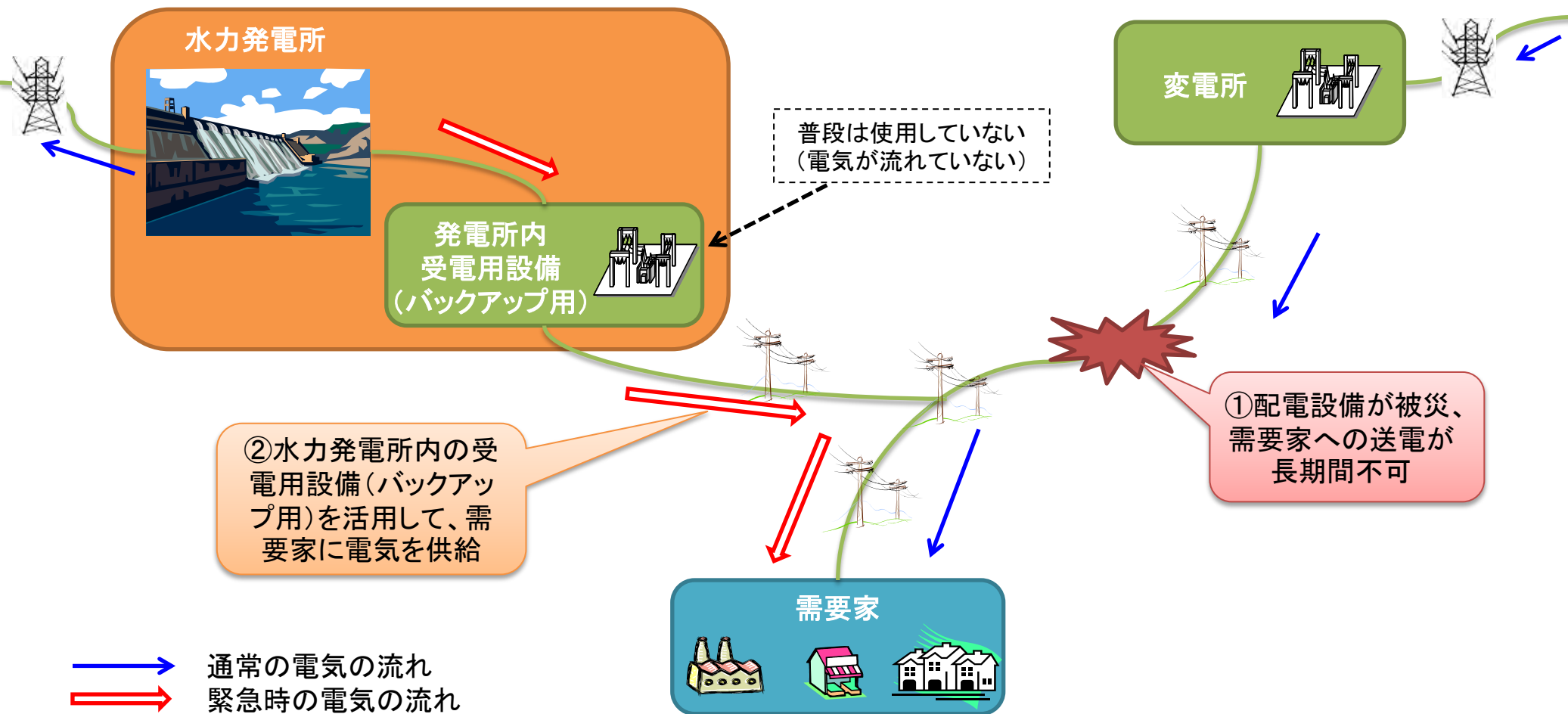
(例1) 離島の事例



(例2) 山間部等の小規模事業所の事例

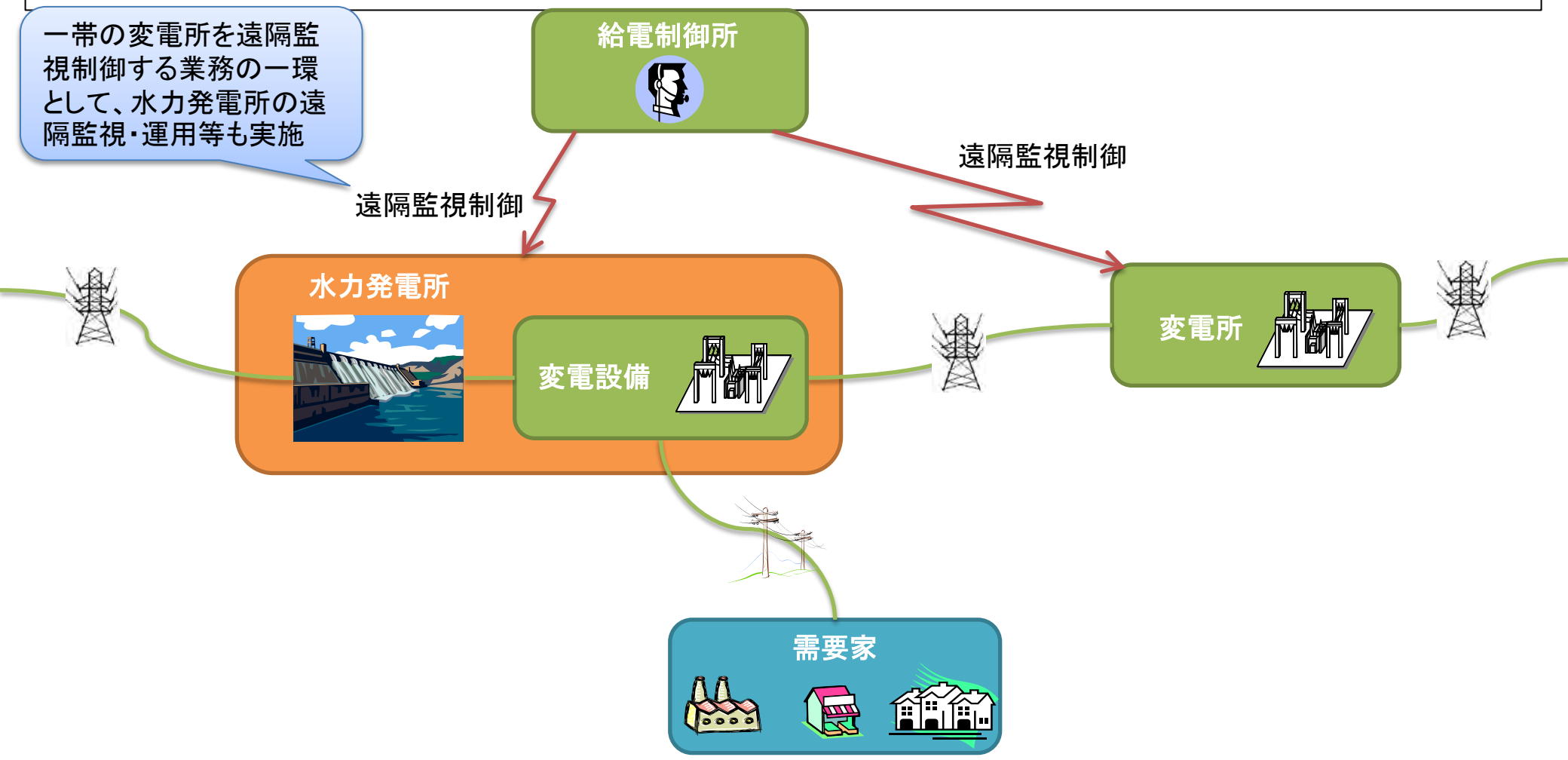


- 山間部等の一般電気事業者の水力発電所等においては、近隣の需要に直接配電する負荷系統としての機能も併せ持ち、当該発電所等を保守、運用する事業所においては、発電部門としての業務と送配電部門としての業務を併せて行っている。これにより、常時だけでなく、非常時においても電力供給に関する現場対応を安定的かつ効率的に実施。
- 送配電部門の中立性・公平性を確保する一方、電気の安定供給のための機能に支障を来したり、送配電部門が発電部門の業務を行うことを制限することで著しく効率性を損なうことがないよう、実情に応じた柔軟なルールを設定するべきではないか。



- 山間部等の一般電気事業者の水力発電所等においては、近隣の需要に直接配電する負荷系統としての機能も併せ持っているものもあり、送配電部門がこうした変電設備の遠隔監視制御を行うとともに、その変電設備と一体となっている発電所についても同時に遠隔監視・運用等を行っている。
- 送配電部門の中立性・公平性を確保する一方、電気の安定供給のための機能に支障を来したり、送配電部門が発電部門の業務を行うことを制限することで著しく効率性を損なうことがないように、実情に応じた柔軟なルールを設定するべきではないか。

一帯の変電所を遠隔監視制御する業務の一環として、水力発電所の遠隔監視・運用等も実施



2. 小売と送配電の分離に伴う課題 ①コールセンター

- 送配電事業者による停電・設備に関する電話受付業務は、平常時と事故時で業務量が大きく異なることから、一定の範囲内で小売部門と送配電部門の業務連携を認めるべきとの方向性が示されたところ(第5回制度設計WG)。
- 送配電事業会社が、事故時に電話回線が逼迫し、お客さまからの問い合わせに対応できなければご不便をお掛けすることになるが、事故時のために多大な電話受付要員を常時抱えることは著しく非効率。そのため、送配電事業会社が小売事業会社に受付業務を委託する方向で検討中。
- なお、①送配電事業会社と小売事業会社の電話番号を明確に区分する、②受委託契約において情報の取り扱いを明確化するなど、行為規制上必要な対策を実施する。

【電話受付体制(例)】



- 平常時は、供給契約・料金収受の問い合わせ対応等が中心である一方、停電・設備損壊発生時には一時的に入電数が急増するため、回線逼迫時に連携して対応できるよう、送配電事業会社が受付業務を小売事業会社に委託
- 停電情報、復旧状況等については、他の小売電気事業者及びそのお客さまからの問い合わせにも等しく対応。

2. 小売と送配電の分離に伴う課題 ②現業業務

- 営業現業部門(新增設手続・契約項目の入力・管理、料金計算等)はこれまで小売・託送業務を一体的に運営してきたが、HDカンパニー制導入により小売事業会社と送配電事業会社にそれぞれ分割することとなる。
- 送配電事業会社では、従来型メーターの検針業務等を当面行うために従来システムを使う一方で、スマートメータを前提とした新たな自由料金メニュー(以下「新メニュー」)については、小売事業会社が新システムを構築する予定。ただし、経過措置メニューや旧選択約款メニューは、新システムへの移行が困難であり、従来システムを使わざるを得ないため、当該業務を小売事業会社から送配電事業会社に委託し、業務効率性を著しく損なわない体制とする方向で検討中(第3段階以降における最終保障供給に係る業務への対応も考慮)。

※ 経過措置メニューは旧一般電気事業者のみが対象で、第3段階以降において解消予定。

旧選択約款メニューは新規加入を停止し、第3段階までに新メニューに移行。

債権回収業務等は小売事業会社で実施。



※計画的にスマートメーターに交換していくが、業務システムは料金メニューに合わせて変更